

別表三（二の三） 付表の記載の仕方

この明細書は、次の場合に記載します。

- (1) 土地等の譲渡をした事業年度又は連結事業年度において措置法第62条の3第5項又は第68条の68第5項《課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡》の規定の適用を受ける場合
- (2) 措置法第62条の3第5項の適用を受けた土地等の譲渡（措置法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした法人で措置法令第38条の4第44項《書類の添付》の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の68第5項の適用を受けた土地等の譲渡（措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地

等の譲渡を含みます。）をした連結法人で措置法令第39条の97第18項《書類の添付》の規定の適用を受ける場合（確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等について、当期の別表三（二の三）の「課税される場合の土地譲渡利益金額18」の欄の金額がその土地等に係る当期の直前期の同欄の金額と異なる場合に限りま

す。）
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。